

議案第7号

杉並区建築審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区建築審査会条例の一部を改正する条例

杉並区建築審査会条例（昭和58年杉並区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「やむをえない」を「やむを得ない」に改め、同条第3項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「法」の次に「（他の法律において準用する場合を含む。）」を加え、同項第2号中「第94条第2項」の次に「（他の法律において準用する場合を含む。）」を加える。

第6条第1項ただし書中「ただし、」の次に「裁決の評議を行うとき又は」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部が改正されたこと等に伴い、建築審査会の招集に係る規定を改める等の必要がある。

杉並区建築審査会条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(招集)	(招集)
第3条 略	第3条 略
2 会長は、緊急 <u>やむを得ない</u> 場合を除き、開会日の3日前までに、会議の日時、場所及び議題を示して、委員に招集の通知をしなければならない。	2 会長は、緊急 <u>やむをえない</u> 場合を除き、開会日の3日前までに、会議の日時、場所及び議題を示して、委員に招集の通知をしなければならない。
3 会長は、次の各号の <u>いずれかに該当</u> する場合には、審査会を招集しなければならない。 (1) 区長から法 <u>(他の法律において</u> <u>準用する場合を含む。)</u> の規定に基づいて同意を求められたとき。 (2) 法第94条第2項 <u>(他の法律において</u> <u>準用する場合を含む。)</u> の規定に基づいて裁決するとき。 (3)及び(4) 略	3 会長は、次の各号の一に____該当する場合には、審査会を招集しなければならない。 (1) 区長から法_____の規定に基づいて同意を求められたとき。 (2) 法第94条第2項_____の規定に基づいて裁決するとき。 (3)及び(4) 略
4 略 (会議の公開)	4 略 (会議の公開)
第6条 会議は、公開とする。ただし、 <u>裁決の評議を行うとき又は審査会の議</u> 決があつたときは、会議を非公開とす ることができる。	第6条 会議は、公開とする。ただし、 審査会の議 決があつたときは、会議を非公開とす ることができる。
2 略	2 略